

## 第 14 回 JDA 九州ディベート大会決勝戦トランスクリプト（暫定版）

### 1AC

メリット「議論に基づく政治の実現」

内因性

選挙では政策を個別に評価できず、国民の関心をひく争点だけが扱われます。

早稲田大教授 斎藤 2014 年

「投票を通じて表明される市民の意志は政党や候補者に対する支持であり、どの法案や政策立案を支持するかについての市民の意志をそれによって特定することはできない。選挙（とりわけ国政選挙）の争点は、大多数の市民の関心を惹き、しかもその支持を見込めそうな事柄——景気・雇用対策や福祉の充実など——に絞られる傾向があり、それ以外の問題はいかに重要なものであるとしても選挙の主要な争点にはなりにくい。」 終わり。

このため、政党支持と、政策支持は必ずしも一致しません。

例えば自民党は、経済政策が評価される一方、外交政策は支持されていません。

東京大学教授 鹿毛 2015 年

「竹中・遠藤・ジョウ論文は、やはり「東大・朝日調査」を用いつつ、世論のレベルでは『右傾化』の根拠は見出せないこと、他方イデオロギーが安倍首相や安倍政権の施策に対する評価に影響を与えているものの、投票先の選択には大きな影響を与えていない点を示す。安倍政権に関する評価が、主として経済政策面の評価と繋がっており、安全保障分野の評価との連関は薄いという指摘は、メディアなどではしばしばなされてきたものの、システムティックに検証された点は重要である。」 終わり。

このため、主要な争点以外でも、国民の意思とは関係なく、ない政策まで推し進められます。以下、2015 年に可決された安全保障関連法案を例に示します。

安保法案は、国民の多くの反対を無視して、議決されました。

中日新聞 2016 年

「世論調査では約 6 割が法案を『違憲』、約 8 割が政府の説明を『不十分』としていた。議事堂の外では数万人が抗議の声を上げていた。当時、民意は政府、与党とは逆の方向を指し示していたのである。それでも採決は強行された。」 終わり。

背景には、「安全保障は選挙の論点にならないので、説明しなくても構わない」という思惑がありました。

朝日新聞 2015年

「自民幹部の一人は法案の作成過程も問題視する。議員が幅広く法案の作成過程に関与することなく、『一部の幹部だけで法案が作られ、党内議論で意見しようとするれば、作成を主導した高村正彦副総裁に論破された』。異論に耳を傾けぬ党内の空気が醸成された。首相に近い参院議員の一人は『消費税や年金と違い、国民生活にすぐに直接の影響がない。法案が成立すれば国民は忘れる』と言い切る。」 終わり。

成立した安保法案は、憲法違反の恐れや、制定の根拠が曖昧など、問題が多いものでした。

徳島新聞 2016年

「憲法を変えなければできないことを、時の内閣が解釈変更で可能にした。しかも、根拠としては無理がある。元最高裁長官や多くの憲法学者らが、安保法は違憲だと指摘したのは当然だろう。（中略）首相は中東・ホルムズ海峡での機雷掃海を挙げていたが、イランと欧米などが核問題で合意し、説得力は失われた。邦人輸送中の米艦防護についても、中谷元・防衛相が『邦人が乗っているかいないかは絶対的なものではない』と述べ、『日本人の命を守るため』との理由も揺らいだ。」 終わり。

以上のように、主要な争点で選挙に勝てば、あとは国民への説明もなく、政策が推し進められてしまうことが、現状の問題です。

重要性

政治の決定は、議会が議論をし、国民に論点を示し、国民が民意を形成するというプロセスを経るべきです。

京都大学教授 毛利 2002年

「単なる多数決でどんどん決めて行って良いのであれば、議会が準公共空間として制度化されている意味が失われるであろう。決定圧力にさらされているからこそ、議会が民意をくみとり反映するだけの議論を公開の場で行うことへの規範的要請は強まる。つまり、公共での自由な言論が法的決定に影響を及ぼすということが、国民に対して示されなければならない。そしてまた、議会での討論が国民の間に論争点を提示し、批評され、つまりは民意形成の核とならなければならない。（中略）代表機関が立法権を独占するとき、このようなコミュニケーションの結びつきが途絶えがちであることへの懸念もまた、無視し得ぬものがある。直接民主制的態度は、このような議会の機能を確保するために、代表民主制の補完として用いられる限りで一定の有用性を持つ。」 終わり。

ここでプラン、

1. 2018年に導入します。
2. 有権者の1%、およそ100万人の署名に基づき、法律の制定または廃止について国民投票を發議できます。

3. 発議から1年以内に、有権者による国民投票を行います。
4. 国民投票で有効投票の過半数を得た場合、発議内容に基づく法律を制定・改廃します。なお、法律の制定・改廃に実施にあたっては、内閣法制局などの専門機関がサポートします。

## 解決性

### 1. 発議

国民は自分たちで法案を発議、改廃できます。例えば安保法案は、東京新聞の2016年5月20日の調査によれば、1200万筆の反対署名が集まっています。

### 2. 国民的な議論

国民投票が発議されると、賛成・反対派が議論や説得を行い、国民もそれを参考に投票します。実際、徳島市の治水施設に関する住民投票でもそうでした。

愛知大学 助教授 武田 2000年

「始めに反対ありきではなかったために行政を巻き込んで運動の輪が広がり、議論が深められ、結果的に圧倒的多数の住民が反対の判断をしたことは、逆説的であるが大きな教訓である。二つめは、治水のような科学的・専門的な問題について、素人の市民団体が専門家であるはずの建設省よりも科学的で説得的な議論を展開したことである。可動堰の必要性のような専門的な問題は住民には判断できないといわれるが、市民団体が専門家の協力を得ながら可動堰を必要とする行政側の論拠をことごとく論破し、むしろ環境と財政に対する多大な悪影響があることを実証してきた。中でも白眉といえるのは、建設省のせき上げ水位の計算が誤っていることを証明したことである。」 終わり。

国民投票でも、国民は賛否両派のキャンペーンにより知識を得て、投票します。

スイスの実証分析です。

チューリッヒ大学 博士課程 Linda 2010年より和訳

「個人レベルのデータと集計データを統合することで、クリーンは、市民と政治的エリートの相互作用を研究し、より激しくキャンペーンを行うほど、より一般の投票者には情報が提供され、結果的にその問題についてより十分な能力を持つようになり、議論に基づいた投票が増える事を示した。(中略) 結論として、近年の研究は直接民主制において、直接民主制で直面する問題を決定するのに、市民は十分な能力があると考えられている。」 終わり。

政府の説明が不十分であれば指摘され、議論に基づいて政治決定が行われます。内因性の問題が解決していきます。

### 3. 国民の成長

国民投票が制度化され、繰り返されるほど、国民の政治への関心や知識が向上します。

同じくスイスの分析。

チューリッヒ大学 博士課程 Linda 2010 年より和訳

「直接民主制の教育効果に関する研究では、イニシアチブに曝されている市民ほど、政治的知識を持ち、政治に関心を持つと示されている。市民に知識が増え関心を持つ理由として、他の研究者は、直接民主制の参加機能の重要性を強調する。クリーンは直接民主制が制度的に構築され、投票形式が標準化され、市民にもよく知られた、スイスの制度に基づいてこの点を主張している。定期的かつ頻繁に、整理された投票が行われていると、有権者は、最小の労力で、投票に十分な情報収集をする習慣を蓄積するというのだ。」終わり。

#### 4. 政治家の変化

政治家は国民が圧力を感じて、国民への情報提供や民意の汲み取りを行います。

成蹊大学教授 福井 2007 年

「日本の立法過程の問題点の 1 つとして、民意吸収のチャンネルが少ないことが挙げられるが、このイニシアティブの存在によって、政府は常に国民に監視されるようになり、国会は事後に法案を修正・廃止されることを恐れて、民意を先取りし、積極的に公聴会等で情報提供を行うようになる。官庁での法案作成や与党審査の段階でも、民意を吸収するインセンティブが働くようになるであろう。」終わり。

ここでちょっと時間余ったので解決性 2 点目の、国民がまあその、議論をえー、していくことに追加していきます。

ミシガン大教授 ルピアら 2004 を和訳して引用

「より広範囲の州や案件に及ぶ経験的な調査 からボーラーとドノバンは、有権者が住民投票の沢山の案件について『完璧に情報を得て』はいないとしても、彼らの多くが根底の価値観や利益に整合的なように賛否を判断できていることを示している。(中略) 議員がしているのと同様に、有権者は利用可能な情報を用い、理性的に判断ができるのだ。」終わり。

まあということなので議員…国民はちゃんと判断能力を持っている、ということが言えたと思います。これで終わります。

## 1AC についての Q&A

質疑：始めます、解決性だけ訊いていきます。まず解決性の、えー2 点目の、えーと 2 枚目のエビデンス、Linda さんのエビデンスですね、2010 年。これはどこの国の実証分析ですか。

応答：えー、ここで言っているのはスイス…。

質疑：スイスですね、はい、わかりました。で、えーとこの、情報が提供されればされるほど、議論に基づく投票ができるってことなんですけど、これは、要するに情報がたくさん提供されるってことですよ。

応答：まあ提供されるというか、まあここで言っているのは相関関係があるって話です。

質疑：なるほど、で、たくさん情報がある中で、どういう風にその、このドイツの人ってのは、情報ってのを取捨選択するんですか。

応答：んー、それは例えばですけども、日本の可動堰の問題なんかも見てほしくて、まあ確かに例えばその政府が発表している情報も、いろんな情報他にもありますよね。だけどその中で例えば専門家の力も時には借りて、自主的に判断していくってことがまあ可能性としてはあると思います。

質疑：自主的に判断するってのもありますし、あのまあ、多分いろんな情報って出てくるじゃないですか、賛成か反対かみたいなどころって出てくると思うんですけど、それをどういう風に、その有権者ってのは比較考量して、決めるんですか。

応答：どういう風ってのはどういうことですか。

質疑：いやなんかたくさん情報って出てくるじゃないですか。で、なんかその後情報がたくさん集まった後に、きちんと投票ができるって話なんですけど、情報がたくさん出てくるっていうのと、きちんと投票ができるっていうのはやっぱりそこってイコールじゃないと思うんですね。で、なんで情報がたくさん集まっているのに、きちんと投票が、情報がきちんと集まったら、きちんと投票ができるんですか。

応答：それは情報の中でももちろん良し悪しあると思うんですね。で、そういうものって、私たちのこれ、日常生活で考えて欲しいんですけども、自分で情報の取捨選択ってある程度してると思うんですよ。で、特別なロジックがあるわけじゃなくて、国民が自主的な判断で、良い結果を導いたって実例があります。

質疑：で、その後の実例で、なんかその後追加されたルピアさんの話あったと思うんですけど、住民投票は、根底的な価値観と一致しているっていう話ですよ。

応答：この資料ではそう言っていますね。価値観や利益ですね。

質疑：はい、要するにそれは、いろんな有権者がいたら、それぞれの人がそれぞれの価値観に整合的な投票をしているよってということですよ。

応答：そうです、だから自分の価値観…

質疑：はい、で、これが要するに、じゃあ多くの人にとって、その人にとっての価値観には一致しているけれども、その結果が良いものであるとか悪いものであるっていう話ではないですね。

応答：あーそれ、良い悪いってのは誰にとってですか。

質疑：えーとその、まあ住民であるとか、にとって。

応答：あ、それはもちろんその結果は出ますから、あー、良い結果が出…出ると思う国民も、そ

うじゃない国民も当然います。

質疑：OK です、じゃあ次、Solvency の 3 点目いきます、Solvency の 3 点目で国民が成長するって話でしたけれども、えーとこれイニシアチブに晒される結果、みたいな話なんですけれども、最後の方で、なんかその定期的かつ頻繁に国民投票が行われると、ってあるんですけど、これって具体的にどのくらいの頻度で何件くらい年間に行われればいいんですか。

応答：んー、別に具体的に何件って我々特にあの考えていないんですけども…

質疑：そうなんですけども、でもじゃあ例えば 5 年に 1 回しかやらないような国民投票で、本当に国民って成長するんですか。

応答：5 年に一回でも、その国政選挙とかでも 4 年に 1 回とかやってるわけじゃないですか。

質疑：そうなんですけども、でも定期的かつ頻繁っていう貴方方の主張に合致しているかどうかっていうのを伺っているんです。

応答：まあ具体的かつ頻繁っていうのは、それが望ましいということを行っているだけで、別にその国民投票があれば…

質疑：でもこの資料の中で言っているのは、定期的かつ頻繁に行われるから、国民が成長するって話ですよ。

応答：それはだから成長の度合いがどんどん速くなるよって話をしてるわけです。

質疑：なるほど…うーん、え、そこちょっとわかんないんですけど、要するにじゃあ 5 年に一回しかやらなかったとして国民ってどれだけ成長できるんですか。

応答：どれだけってのはちょっと定量化できないのでなかなか難しいと思うんですけども。

質疑：少なくとも定期的かつ頻繁に行われているっていうことが条件っていうことですよ。

応答：条件というか…

質疑：どのくらいの頻度で行われると考えているんですか肯定側は。

## 1NC

### 弊害 マイノリティの権利侵害

#### 固有性

議会の…議会の…議会の議論過程では、公開の討論や記名による採決が行われるため制度的に差別的な立法が防がれます。

#### 成蹊大 福井 2007

ユールは、議会においては、熟慮がなされ、公開された討論が行われることから、イニシアティブに比べると差別的立法が発生しにくいとする。つまり、委員会での趣旨説明、公聴会等の制度および記名での採決が、あからさまな差別立法の成立を抑制しているとする。

たとえばマイノリティに対して差別的な法律に賛同するとバッシングを受けるといった拘束があります。

#### 発生過程

国民は投票にあたって固有性で述べたような配慮を行わないため、差別意識が反映されたりマイノリティのことを深く考えないまま投票してしまいます。

#### 衆議院憲法調査会 2004

秘密投票による多数決によってイニシアティブが成立する結果、「多元的な価値観が共存していく必要のある政治体で多数者のむき出しの感情表明を許してしまい、マイノリティを傷つけるという指摘」もなされている。すなわち、秘密投票においては、「投票者は自らの選択について誰に対しても責任を負わず、理由を説明する必要もない」ことから、「重要な政治問題でも自分とは異なった意見に耳を貸さずにどんどん決着をつけることができるようになりつつある」ということである。

この結果マイノリティの権利を侵すような法律が成立します。実際にアメリカでは、マイノリティの保護を否定するような判決が出やすくなりました。以下の研究は人種や性的マイノリティなどの保護に関わる住民投票の分析です。

#### 国会図書館 山岡 2009

全米の州及び地方自治体のイニシアティブを分析したバーバラ・ギャンプルの研究によると、市民権に関するイニシアティブのうち、78パーセントが、マイノリティに不利な結果をもたらしているという。カリフォルニア州の例でいえば、不法移民に対する社会保障の給付を否定した1994年の提案187、公教育、雇用、契約におけるアファーマティブ・アクションを廃止した1996年の提案209、二か国語教育を廃止した1998年の提案227がこれらに該当するであろう。

資料中のカリフォルニア州の住民投票の署名要件は30~40万人程度です。人口4000万人のカリフォルニアでこうした例があったことから、今回のプランが日本で採択されても同様の決定はおきえます。

インパクト

弱い立場に置かれやすいマイノリティは、マジョリティと同じように生活を送る権利を保障するために国家が積極的に保護しなければなりません。

龍谷大教授 金 2003

マイノリティの人たちは、一国内に所在する特定の集団として、その違いゆえに本来享有すべき権利が否定されたり排除されたり、時には虐殺の対象にさえなったりしています。もちろん人権に優劣があるとはいえませんが、人権と平和を考えると、マイノリティの問題が正しく認識され解決されなければ、今後も特定の宗教や民族の違いだけで権利が侵害され、生命さえ脅かされることとなります。(中略) 27条との関連で、規約人権委員会は先住民族のように歴史的に差別され阻害されて権利を享有できなかった人たちのために積極的措置を行わなければ義務を果たしているとは言えないということです。

国家の義務であるマイノリティ保護に逆行するプランは否定すべきです。

では解決性、肯定側に行ってください。

肯定側の解決性2点目の1枚目の話で、徳島の稼働堰の話がありましたが、1点目。国民投票に当てはまるのか証明がありませんでした。

2点目。彼らは徳島市の稼働堰に関する住民投票の成功例をあげていましたが、これは住民投票だからうまくいくという例であって、国民投票には当てはまりません。この住民投票は問題が目に見える地域問題であるからうまくいったのであって、国家単位ではやはり人は無責任になってしまいます。

津田塾大 ラミス 99

民主主義や選挙と言っても、アメリカ合衆国、あるいは日本といった大きな国の、全国規模で決めるときは、判断が抽象的になると思います。人が無責任になると言ってもいい。ほとんどの日本人は沖縄も、巻町も見ることがない。だから抽象的に、やっかいなものはどこかに置かなければいけないから仕方がないという程度のことしか考えないのです。名護とか巻町とかそういう単位で投票運動が行われた場合には、問題は目の前にあるわけです。自分たちの生活がどうなるかということが、リアルな問題として考えられると思います。



でこういった問題って、安保の話と違ってまさに日本人の生活に関わらないから忘れてしましますということを彼らの解決性…重要性…内因性で言っているわけですから、判断できないというように考えられます。

次、彼らはスイスの事例で、発生過程・解決性の2枚目の話であるとか、解決性の2の2枚目や3の話で、スイスで上手くいったんだという話がありましたが、  
1点目。スイスの例が日本に当てはまるのか不明です。

2点目。スイスは世界的に見ても、異常に国民投票・住民投票の回数が多く、国民の政治決定プロセスに参加する機会が多いためレアケースです。

スイスインフォ 2014

スイス国民は世界一投票所に通う回数が多い「投票のチャンピオン」。この国では国民が政治の決定プロセスに直接参加する。連邦レベル、また州・自治体レベルのさまざまな案件について、国民は年に平均4回投票する。連邦レベルの投票項目だけに限られていることを付け加えなければならない。国民はこのほかに州、市町村が行う投票のため、投票所へ足を運ぶ。

そして、スイスの事例は日本には当てはまりません。なぜならば、日本では住民投票は頻繁には行われておらず、スイスのように政治決定プロセスに参加する機会が少ないからです。

東海大教授 岡本 2012

住民投票は、普通の住民を能動的な市民に変えていく可能性を有していると考えられる。ただし、そう頻繁に住民投票が行われているわけではないという現実を考えると、住民投票だけに「政治リテラシー」教育の効果を求めるのは難しいであろう。

3点目。仮に、彼らの研究を最大限評価しても投票案件を理解している人は半分もいません。

成蹊大 福井 07

スイスの国民投票における投票行動を見た場合、対立する調査結果が存在する。1つは、スイス国民は、多くの投票日と投票案件に対応できるだけの十分な能力を有していない、というものである。『gruner&hertig』の研究によれば、投票案件を理解し、十分な情報を獲得して投票するのは、全有権者の6分の1に過ぎないという。一方、『trechsel&kriesie 197』は、約半分が能力のある投票者として投票しているという、全く異なる調査結果を示している。しかしながら、仮に後者の調査が正しいとしても、スイス国民の約半分以上が、能力的に問題があることになる。

ということです。

で次に彼らは、3点目の話で、えー、2の3枚目、追加されたルピアさんの話で、カリフォルニアで上手くいったという話がありました、

1点目。この結果、いい結果が導かれたのか、そこは証明がありませんでした。価値観に基づく投票は何が良いのか、全く証明がないと思います。

2点目。カリフォルニア以外の例では、上手くいっていないということを証明していきたいと思えます。

エモリー大 マイケル 2003 を和訳して引用

有権者の無知と混乱を示す例はたくさんある。アリゾナ、コロラド、オレゴン、ワシントンの有権者の過半数は「住民投票の判断はいつも何が起きているのか分からないほど複雑だ」と考えている。(中略) さらに困ったことに、かなりの数の混乱した有権者は彼らが望んでいるのと逆の結果をもたらす投票行動をしている。たとえば、カリフォルニアのある家賃規制についての住民投票では、4分の3以上の有権者が自身の賛否と逆の方に投票してしまった。こうした証拠からジュリアン・ユールは、人々は熟慮するには能力不足だと結論した。(中略) 自ら学ぼうというどんな努力も、争点を過度に単純化し人びとの過激な直感に訴えようとするキャンペーンに妨害されてしまう。

で結果、情報が溢れてしまった結果、判断できていないという証明になっていると思います。

で最後、重要性に行ってください。

えー、重要性。こうやって国民が間違っているのであれば、民意によって決定すべきということは間違えだというように考えます。

名古屋大准教授 大矢 2012

ほぼすべての国が単純な直接民主制を採用していないのも、この点に注目しているからです。つまり、人民は短期的には結構、間違える。もちろん最終的には人民の意志に国は従うべきだし、それが民主主義ですが、人民自身もあとになって後悔するような短期的な判断や意志決定にフラフラさせられるのはやめようという発想です。(中略) しかし、例えば60年安保・70年安保という運動があり、それぞれその瞬間に東京の一部の地域では非常に盛り上がりましたが、50年経ったいま、あの日その場所で主張されていた内容が正しいと思っている人は、ほとんどいないのではないのでしょうか。短期的に盛り上がったとしても、長期的には敗北したわけです。

したがって、【スピーチ時間終了】国民が誤るのであれば、プランをとるべきではありません。

## 1NC についての Q&A

応答：お願いします。

質疑：宜しくお願いします。肯定フローシートから。解決性の2点目のところに関して、えーと日本においては、その、あの日本の住民投票の例を出して、巻町とかってというのは、特殊な例だって仰ってましたよね。これって、この資料で言っていること確認したいんですけども、これって、巻町だとか名護とかっていうのって、基地とか、その地域で原発をどうするかっていうような投票案件を、国全体で決めたら問題があるって言っている資料ですよ。

応答：いや、まさに貴方方が言っている可動堰なんかも、地域に限定した話ですし、例えば貴方方安保の話で高村さんとか言っていた通り、安保ってのは人びとの生活に関係ないから忘れてしまうよね、まさにそういう話で全国規模で無責任になってしまうって話に繋がってくると思います。

質疑：えーと、まあじゃあこの地域…そうじゃなくてこの資料で仰っていることっていうのは、えーと、あの、特定の原発だとか、まあ特定のものを、その拡大していくと、えーとまあ日本に当てはまらないっていう話なんですよ。

応答：えーとですね、ここでラミスさん言っているんですけど、名護とか巻町とかそういう単位で投票行動が行われた場合には、問題は目の前にある訳ですって話、だから住民投票っていうもので、徳島の可動堰だって目の前にあるから解決されたのであって、むしろだから国民投票で安保…

質疑：あーじゃあこの資料っていうのは、徳島の可動堰の例が我々の立論をサポートしていないっていう趣旨で読んでいるんですか。

応答：要は、国民はこの例を用いて、国民投票で正しい判断を日本人ができることになってないって話です。

質疑：じゃあその次行きます。日本だと住民投票が少ないって話ありましたよね。これって私たちの立論のどこにアタックしているんですか。

応答：要は、リンダさんのスイスの話っていうのは、結局何でうまくいったかっていうと、国民投票が多いから、だけではなくて、スイスってのは国民投票だけではなくて住民投票も非常に回数が多いから、直接民主制に参加する機会非常に多いんですよ。だからうまくいかないって言っているんです。

質疑：スイスの話をしているんですね。

応答：はい、スイスの話になります。

質疑：だから、その国民がその定期的に政治に参加する機会が多いから、ってことを言っているんですね。

応答：そう、特に、スイスでは世界一位っていう非常にレアケースです。

質疑：じゃあ、日本において参加機会が足りないんだ、って言っている資料って…

応答：次のカードです。

質疑：その次のカード…どれですか。

応答：その次のカードで言っている岡本さんの話で、住民投票は全然頻繁に行われて、確かにそうですね、だって私の新宿区で住民投票なんて全然行われてない訳ですし、桶川市だって全然行

われていなかった訳ですよ。そう考えると全然行われてないと思います。

質疑：行われてないと。だから判断力がなくてことをこの資料で言っているんですね。で、その次のルピアの資料に対する質疑なんですけども、えーと、逆の投票をしてしまったっていう話がありましたよね。これって、全体の割合で見てどれくらいの人いるんですか。

応答：えーと、アリゾナ、コロラド、オレゴン、ワシントンは、有権者の過半数は、反、わかっていない…

質疑：過半…わかっていないんじゃないかって、実際に逆に投票してしまった人ってどれくらいいるんですかってことを訊いています。

応答：それはカリフォルニア4分の3以上です。

質疑：4分の3以上、それどうやって出したんですか。

応答：これはですね、それは貴方方のルピアのカードの話も同じだと思うんですけど…

質疑：いや、それはいいんで、貴方達はどう出したんですか。

応答：私たちは、おそらく、アンケートか何かしたんだとは思いますが、ちょっと申し訳ないです、そこは…

質疑：わかりませんよね。わかりました。じゃあその逆に投票したっていうのは、例えばどういう案件があったんですか。

応答：例えばいやこれ、家賃規制の話をしていますね。で、おそらくその家賃規制、ちょっと私も詳しい話まで調べてなくて大変恐縮なんですけれども、えーとおそらく家賃規制について、住民は、例えば自分達は負担が減ってると思ってる…

質疑：あーじゃあ、家賃規制に対して逆に投票したことによって、国民って、それを不都合に後で感じてるんですか。

応答：うーん、少なくとも自分達の価値観とは逆に投票しているわけですから、貴方方の価値観に則ったとしても良くないと思います。

## 2AC

はじめに解決性からいきましょう。私たちの住民投票の事例に対して、なんか日本全体だとうまくいかないという話がありました。1点目として、これは、彼らがこうじゃないかと勝手に言っているだけです。2点目としてこの理屈って結局、巻町とかそういう単位のことを国民投票でやったら関心が持てないっていう話であって、結局じゃあ、日本全体に関わる問題を、安保だからみんなで決めよう、こういうことについてあてはまるかどうかということまでは全く言えてない。彼らの言っているのはそれぐらいの理由の話。で、さらに言うと彼らって結局ロジックしか示していなくて、実際どうだったのかわからないですよ。じゃあスイスだったらどうなのか見てみましょう。むしろ国民投票によって、自分たちのことを自分たちで決めるという意識が高まって、支出や歳入のバランスをより考えるようになります。スイスの例。

国連 日本政府 代表部 梅本 2013年

「そういう意味では、スイスの財政は大変健全だ。付加価値税も8%にとどまっており、他の欧州諸国に比べて非常に低い。かつて、スイスの法定年次最低有給休暇日数を増やそうという案があったが、結局、休暇を増やすことで国家の支出増加が大きくなり、生産コストが高まることで商品の競争力が低下するというような理由で国民投票によって否決された。すべての投票の前提にあるのは、「自分たちで集めたお金を、自分たちの考えのもとに使う」ということだ。政府の決定がどこか遠いところで行われるような印象があると、色々な給付を強く求める一方で、その財源については政府がどこから何とか見つければよい、ということになってしまうようだ。」

終わり

ということで、むしろ真面目に、自分たちのことだから真面目に考えるようになるというロジックを示し実例を示している我々が上回る。

じゃあ次。スイスの例、二つ話がありました。まず最初、スイスの住民投票の回数の話があったんですけど、1点目として、これ我々のプラン、スイスの要件って我々も知ってるんですけど、住民の1%が発議要件で、我々と全く一緒の条件ですから、日本にも当てはまると思います。で次、日本の住民投票が少ないんだって話があったんですけど、日本の住民投票って、そもそも発議要件が全然定まってない地域とかいっぱいありますし、そもそも起こりにくいようなシステムの中でそうなっているというだけであって、じゃあプラン後の日本の発議要件の整理された中でうまくいかないのかっていうことは、証明してない。だから少なくとも、だから要は、日本の住民投票が少ないって、そもそもそういう制度が日本にないからであって、それが少ないっていうのは当たり前の話であって、これがじゃあ日本全体の傾向を示すことにはならないと思います。

で、次。スイスの話。結局彼らはスイスの中で6分の1しか知らなかったって話をしてたんですけど、じゃあそれでなんか悪いこと起きたとかって言っていないんですよ。マイナスの話は言っていないしメリット切っていないじゃないですか。で、2点目の話なんですけれども、結局私たちの内因性を思い出して欲しいんですけど、議員だって間違えることがあるわけですよ。要

するに憲法違反のものを適当に決めちゃったりとか、そういったことがあるわけですから、どっちがマンか分かんない。で、さらに言えば、徳島新聞のエビデンス伸ばして欲しくて、結局政府が間違ってたことを住民投票で指摘されることもあるわけですから、ここの部分ではメリットが発生する、ということです。

で、次、えっとアメリカのエビデンスがありました。アメリカのエビデンスって二つの話を言っていて、多くの人たちが自分に自信がないって言っているっていう話なんですけど、これ自分に自信がないって言ってるだけで、全体として本当に悪いのかわかんない。で、2点目のカリフォルニアで間違った投票をしたっていう話なんですけど、カリフォルニアの部分については、全体の傾向としてはいいっていう私たちの解決性を伸ばしてください。これは後で 1AR でもフォローします。

次、デメリット。デメリット、固有性いきましょう。結局彼らは、なんか発言に気を使うんだっていう話があったんですけども、実際本当にやるのかわかっていません。実際には、こういうマイノリティへの配慮っていうのはありません。えっと、保守系議員はマイノリティ保護政策を阻止することがあります。夫婦別姓の例。

#### 朝日新聞 2015年

「仕事で使ってきた姓を変えるのは不便だし、それまでの実績、人脈が途絶えるリスクもある。姓を変えて、自分が自分でなくなってしまうと感じる人もいる。(中略) 法制審議会は19年前に「結婚しても姓を変えない利益を保護する必要がある」として、別姓を選べる民法改正要綱案を答申した。法務省が法案を準備し、是正の道筋をつけた。実現していないのは保守系議員が「家族の崩壊を招く」などと反対してきたからだ。必要な人に選択肢を与える改正なのに、それを許さない一部議員の姿勢は頑迷というほかない。」終わり

一方で世論は、朝日新聞が2015年11月に実施した世論調査によると、選択的夫婦別姓に「賛成」は、52%と、「反対」、43%、いや、34%を大きく上回っています。つまり国民投票で夫婦別姓はむしろ解決すると考えられます。

じゃあそのまま発生過程いってください。発生過程で、結局彼らって不利なものが通るって言ってたんですけども、実際には逆のものもあって、むしろ少数派向けのもものが通る、例えば夫婦別姓とかが通る、ということもあります。イタリアの実例。

#### 成蹊大学 福井 2007年

「しかも、議題設定という意味では、国民投票が成立しなくても、投票案件が適格取得するだけで、目的を達成することも少なくない。たとえば、上述のとおり、中絶の是非を問う国民投票を避けるためにとられた、1978年の法194号(中絶法の制定)のような解決パターンは、「精神病

者の保護施設(1978)」、「軍事裁判(1981)」、「生活維持のための一時金(1982)」でも見られた。イタリアの最初の9つの国民投票は、全て否決され、法律の廃止には至らなかったが、投票以後も当該論点についての議論が続けられ、このため、政党が立法化を図った例が少ない。」終わり。

ということで、むしろ国民のためになる、少数派のためになるものもあって、どっちが大きいのかってというのは彼らが証明すべきです。

じゃあ次のエビデンス。アメリカの研究があったんですけども、この研究っていうのはそもそもサンプルの問題があって信用すべきではありません。

全米のイニシアチブの傾向を研究した否定側の研究は、マイノリティの利害を狭く置いていて、問題がある。

国会図書館 山岡 2009年

「こうしたギャンブルの研究に対し、ゾルタン・ハイナル(Zoltan Hajnal)らは、①一見、マイノリティ問題に関係のないようなイニシアチブにおいても、マイノリティの利害にかかわるものも存在するため、イニシアチブの事例の選択の基準を狭く設定しているのではないか、②マイノリティの利害とは何かをはっきりしていない(例えば、提案227においては、40パーセント近く hispánico系住民が支持していた)と主張し、その研究結果に疑問を投げかけている。」終わり

で、じゃあそういう影響を加味して、ちゃんと実際カリフォルニアの住民投票ではマイノリティが勝っているし、マイノリティにとって重要な法案では勝っている、っていう実証分析があります。

カリフォルニア大 ハイナル 2002 から和訳して引用開始。

「全ての投票案件の結果を考慮した時、私達はラテン系、アジア系、アフリカ系、それぞれの人種の多数派は投票における勝者であった事を発見した。人種や民族的なマイノリティ自身が、特に気にかけていたり、明確な選好を持っている投票案件などに限定した場合にも、この結果は頑健だった。」終わり

彼らの統計っていうのは結局同性婚などある争点で負けやすいってことぐらいの証明してないわけで、勝つ争点があってじゃあ、その全体としてどうなるかっていうのは証明できてません。全体としてはマイノリティが望んだことがプラン後の方が実現できる。

いいですか、で、次。で、実際マイノリティも住民投票を支持しています。

カリフォルニアの世論調査の例。

先と同じ資料から引用します。

「結果は明らかに、住民投票の広範な支持がある。「カリフォルニア州全体の住民投票は、良いか、悪いか、それほど大きな差はないか」を聞かれると、あらゆる人種や民族集団の多数が、

住民投票が州にとって良いことだと考えている。」 終わり

結局彼らはマイノリティが不幸せになるっていう話をしてたんですけど、その当のマイノリティがこの政策が欲しいって言ってるわけですから、これはやるべきだと思います。

えーっと、固有性もどってください。固有性のところで彼らは、今の議員たちが説明責任があるので、あの一、少数派に配慮するって言ってたんですけども、むしろ、票の支持を得るために、少数派を攻撃してみせる議員がいます。

立教大学大学院 特任准教授 稲葉 2016年

「2013年4月24日、麻生副総理兼財務大臣は東京都内で開かれた会合で「食いたいだけ食って、飲みたいだけ飲んで糖尿になって病院に入るやつの医療費は俺たちが払っているんだから、公平じゃない」と述べました。(中略) これは、糖尿病患者への偏見を悪用し、「利用者のモラルハザード」を焦点化することで、医療費全体の抑制へと社会保障政策の舵を切るためのアドバルーン的発言だと思われまます。」 引用中断。

で、これによって、実際に生活保護が削減されました。

同じく引用開始。

「生活保護バッシングから始まった生活保護制度「見直し」の動きは、これら社会保障制度全体の「見直し」に向けた先鞭をつけるものとも言えます。生活保護の分野は政治力のある圧力団体が存在しないため、「最初のターゲット」にされようとしています。」 終わり。

ということで、説明責任があるから少数派が守られるという彼らの推測は間違いであって、実際には議会制でも攻撃が起きてるわけですから、ここの差分を示さない限り、彼らのメリットは取るべきではない。

じゃあ一番最後、えっと、すみません、解決性ところ、あの発生過程のところ、ギャンブルのエビデンス、ギャンブルっていうのはそのアメリカの研究に当てて欲しいんですけども、スイスでも少数派が守られているという話を讀みます。

チューリッヒ大 教授 フライ 1997年 和訳して引用開始。

「コミュニティ、カントン、連邦、それぞれについて直接民主的的制度があるが、マイノリティは、国民投票によって、投票結果での勝利可能性を上げている。特に、利益分配の面での対立が穏当な場合に、マイノリティの問題は、法律で議論すべきテーマとして設定する事ができるのだ。チューリッヒの事例で、カントンから市レベルで、提案の数とその許容率の著しい差が存在する事は、この結論をサポートしている。総じて、従来考えられていたような、マジョリティがマイノリティの権利を搾取し、マイノリティの権利が常に侵されるという単純な論理ではない形で、直接民主制は機能しているのである。」 終わり



ということで、アメリカでもスイスでも、マイノリティと、議会制と【スピーチ時間終了】そう  
じゃないものを比べたら、マイノリティが勝っている。

## 2AC についての Q&A

質疑：始めます。まず肯定側の解決性で読んでいた梅本さんのカードで、負担の話をしていたと思うんですけども、最後の一文読んでもらってもいいですか。

応答：えーっと、自分たちのお金は自分たちで使うだと思います、すみません、あ、あったあった。「政府の決定がどこか遠いところで行われるような印象があると、色々な給付を強く求める一方で、その財源については政府がどこかから何とか見つければよい、ということとなってしまうようだ。」となっています。

質疑：これ、「気がする」で終わってなかったでしたっけ。

応答：えーっと、「ようだ」ですね。

質疑：「ようだ」、何に基づいてその人はそう書いてるんですか。梅本さんは。

応答：うーんまあ梅本さんが・・・まあでもその、前のところで、結局休暇を増やすっていうような一見国民に個人にとって良さそうなものでも、メリットデメリット考えて・・・

質疑：あ、もう大丈夫です。デメリットの固有性へのアタック、夫婦別姓の話をしていました。はい。

質疑：これって、夫婦別姓を認めないことが差別的であるんだ、ということはどこかで証明されていましたか。

応答：いや、まさに中で言っていて、まさに結婚しても姓を変えない人を保護する利益があるとかってエビデンスで言ってますし、法務省もそう思って、それを守るために法律作りましたって言ってますし、実際問題本人たちにとっても、仕事で使っていた姓を変えるのは不便であったりとか、実績や人脈が途絶えるリスクがあったりとか、そういった問題があって困ってる人がいて、多くの人が・・・

質疑：仕事上でって話があったんですけれども、

応答：はい。

質疑：仕事上で別に旧姓名乗っててもいいわけですよ。

いや、それはやっぱり法的な手続きとかで問題になる場合ももちろんありますし・・・

質疑：まあまあまあわかりました。うちの職場違うんですけれども・・・。生活保護の話が出てきたと思うんですけれども、

応答：はい。

質疑：これって、要は、麻生さんはこう言っている、ていうのはわかったんですけれども、次のカードで、生活保護が切られたっていう理由は、要は、この麻生さんの発言が理由だっていう風に、どうやって分析しているんですか。

えっと、少なくともこの中間の部分に注目して欲しくて、まさにこの発言の意図がなんであったかっていうと、生活保護受給者っていうのはまさに邪悪な存在であるかのようなスティグマを植え付けて、それで世論の支持を得ようとした、っていう分析です。

質疑：わかったんですけれども、麻生さんがこういうことを言ってるのであって、麻生さんの意向が反映されて生活保護が削減された、っていう証明はしてないですよ。

でも、この時の麻生さんって、まさに、副総理兼財務大臣ですから、まさに何にお金を使うか決められるポジションの一番偉い人がこんなことを言って、国民の支持を集めようとしている、っ

ていうことがあって、それを受けて分析しているわけですから・・・

質疑：でも、この人がこういう風に考えているだけですよね。

それはそうですね。稲葉さんが、そう考えている。

質疑：で、次。発生過程に対して話が出ていたイタリアの議題設定の話がありました。

応答：はい。

質疑：これイタリアで、要は、否決されても議題設定効果があって、って話でよろしいですか。

応答：そもそもとして一番大事なのは、国民投票で、まさに少数者を守るための法案とかがばんばん出てきて、ちゃんと法律に結実してるよ、ってところが大事で、否決されたかどうかというのはそんなに重要じゃないです。

質疑：ここで言っているマイノリティの保護が解決されているっていう例は、イタリアでは精神病患者の話だけですよね。

応答：いや違います。えっと例えば中絶の問題もあげてますし、傷病者、まあこれ軍事系なんですけど、傷病者の一時金とかの話もしてますし、あとは精神病の話もしてます。いっぱいあります。九つあります。

質疑：イタリアの・・・あー、アメリカの話について3枚ほどあったんですけども、

応答：はい。

質疑：えーっと1枚目が山岡さんの話。これもゾルタンハイナルの分析を用いて、批判しているって話でよろしいですか。

応答：はい。

質疑：2枚目もハイナルさんの話でよろしいですか。

応答：はい。

質疑：オッケーです。以上です。

## 2NC

デメリットのフローを見てください。まず最初に固有性に対して反駁ありました。えーとまずここについてなんですけれども、1点反駁します。

再選や政策能力など、議員にはマイノリティの保護に取り組むインセンティブが固有に存在しているため、実際に政府は国籍法につき、海外の勧告を受け態度を変えています。

阪大 大学院 博士課程 佐々木 2013年

「まず、委員会の勧告は、法的拘束力を有しない。(中略)とはいえ、勧告が何の意味も持たないと断言することはできない。日本政府の報告が審査されることで、国内的に改善が見られた例が複数存在するからである。たとえば、父系優先の血統主義を採用していた国籍法は、第一回報告の審査の際に 性差別禁止規定 との矛盾が指摘され、女性差別撤廃条約の批准を機に、両性平等の血統主義に変更された。(中略)先例にてらせば、国際人権法を一つの柱として人権状況を改善する余地は十分にある。」終わり。

今後も海外からの勧告を受けて、マイノリティ保護が図られていくというふうに考えられます。一方でプラン後の国民投票ってのは、国民は国連の勧告など気にせずに、まあ秘密投票で投票してしまうので、マイノリティは傷つくっていう部分は、えっと差があるというふうに思います。なんで、そういった意味で、その議会が固有に頑張ってくる部分がありますって話です。だからこれは反駁になっている。

で、次、発生過程です。で、発生過程に対して、なんかイタリアの例と、あとなんか重要な法案は勝ってるんだ、みたいなは…話があったんですが、ここについて3点反駁します。

まず1点目です。マイノリティに関する提案を分析していきます。えー、その多数は彼らの権利を制限するものになっている。で、プラン後トータルで見れば差別的提案は増えると考えられます。

2007年 カンザス大教授 ドナルドラ 和訳

「ギャンプルによる、1977年～93年の43地区のゲイ市民の人権に関するイニシアチブ・レファレンダムの結果の研究を振り返ろう。彼女はこれらの投票のうち79%は、ゲイ市民の人権を支持した側が負けていることを明らかにした。彼女の手法をとりつつ、より信頼性の高いドノバン、ボウラーが集めたデータを使うと、1972年から2005年の間に、143回ゲイ市民の人権に関するイニシアチブ・レファレンダムがあった。そのうち、113回(79%)は、反ゲイ的な意図の人権政策に関するもので、差別を抑止する法の撤廃、将来的なゲイの人権法の廃止であった。わずか30回(21%)が、ゲイやレズビアンの人権確立を求めるものだった。」終わり。

人口比で考えても、マイノリティの地位を改善するような提案のほうが少なくなることは当然考えられるので、調査結果もそれを裏付けています。肯定側はそれでもなお、プランを導入したほ

うがよいと考えられる根拠を示すべきです。

2点目。彼らの主張する通り国民投票の発議によって、まあ議会在が左右されるというロジックをとるのであれば…イタリアの例ですね、こく、国民投票の存在ってというのは、極端な保守的立法の脅威を議会に与えるため、議会の政策が差別的になります。

ニューオリンズ大 ダニエル 2011 和訳 で、冒頭、冒頭の「こうした研究」っていうのはハイナルの研究も含まれています。はじめ。

「多くのこうした研究の限界は、それが市民立法によって提起された政策のみを調査しており、通常の立法過程を除外している点である。(中略)市民立法のプロセスは議員に民衆の政策選好についてのシグナルを与え、また市民が彼らの望む政策を行うという確かな脅威として機能する。これらのシグナルや驚異は、議員たちの選挙に向けた動機と結びつき、急激に政策の内容を変える。(中略)市民立法でまさに恐ろしいのは、議員により市民の選好に敏感になることを強いる点かもしれない。」終わり。

で、3点目。こうした議会への影響も踏まえると、議会制と比較したときにマイノリティの権利侵害が多いことが実証されています。アメリカで「同性婚、英語の公用語化、アファーマティブアクションの廃止」の3分野を対象とした、有権者の選考の違いなどの変数を制御してる研究です。

さきほどのダニエル

「このモデルから、より住民投票の制度が充実した州では、それを持たない州や相対的に制度が充実していない州に比べて、マイノリティに厳しい提案が通過しやすいことが分かる。(中略)住民投票のある州において議会が行った、マイノリティの権利をターゲットとした立法は、他の州の同様の法律と比べても通過しやすくなっている。カリフォルニアのような住民投票の充実した州は同性愛者や英語が母国語でない人をターゲットとした提案を2倍通しやすく、またマイノリティ一般をターゲットとした提案を5倍通しやすくなっている。」終わり。

なんで、実証研究から見ても、議会のことも考えるとマイノリティの、えっと差別ってのは多くなります。

で、次。えっと、さらに、じゃあ日本で更に固有に起こりやすいよって話を、えっと…えっと、言っていきます。えっと、まず1点目。そもそも日本人は異文化に対する受容性が低くて、誤解や偏見が生じやすい土壌があります。

法政大教授 水島 2015

「イスラム教徒の大人は職場で嫌がらせを受け、その子どもたちも学校で嫌がらせを受けているという見過ごせない現状がある。それは日本のマスコミが「イスラム国」という呼称を使って一

連のニュースを流したことによって生じたといえる。政府や企業などが「グローバル化」への対応をことあるごとに叫ぶ時代なのに、一般の日本人の多くは日本文化以外の異文化には慣れていないせいで、ちょっとしたことで誤解や偏見を持ちやすい。社会の中に多様な母文化や母語、宗教、人種などが存在するのが大前提になっている欧米社会と比べて、メディアの中にも「多文化共生」という認識は育っていない。」終わり。

で、2点目。こうした状況下で国民投票を導入すると、具体的な争点を明示したキャンペーンがなされて、差別意識がより蔓延し、署名や投票行動が流されることが実証されています。

西ワシントン大学教授 ドノバン 2013 和訳

「マイノリティに対抗する直接民主制のキャンペーンという特定のコンテキストにおいて、直接民主制のプロセスのいわゆる「教育効果」は異なる働きをする。上記のように、マイノリティの権利を侵害する直接民主制のキャンペーンは、彼らがターゲットとなるマイノリティに結びついた脅威やそのマイノリティの権利が拡大することの脅威を強調し喧伝するという点で特殊である。ジョシュア・J・ディックは、直接民主制がどれだけ広く多数派の市民に肯定的な市民参加の効果をもたらしたとしても、そのプロセスはマジョリティがマイノリティをより大きな脅威に感じるようになる中、紛争とマイノリティの社会的信用の失墜をもたらすことを実証している。」終わり。

3点目、で、これはスイスの事例にも充ててほしいんですけど、他国の事例として、スイスのミナレット建設禁止の国民投票を挙げます。この提案者は、えっと、デマを含んだ情報を流しましたが、国民はそれにより不安をあおられ、えー提案を支持しました。

2015年 先程の水島

「近年、国民党は反イスラム・反移民色を前面に出し、選挙や国民投票で積極的に主張を展開している。国民党の一部メンバーは二〇〇四年、『ムスリムはすぐに多数派となる』とする新聞広告を掲載し、二〇四〇年までにスイスの人口の七〇%をムスリムが占めるだろうとする主張を行ったが、これに対してはスイス統計局より、当該数値には何ら根拠がないとの反論が出される事態となっている。(中略)しかし賛成票が六割近くにのぼった国民投票のこの『成功』は、スイスにおける反イスラム運動の重要な勝利とみなされた。出口調査では投票者の約六割が、ミナレットが『権力と支配への宗教・政治的な欲望を示すものである』ことに同意し、九割近くが『イスラムでは女性は抑圧されている』ことに賛成した。」終わり。

で、まあこういうような形でスイスでも 90 何年なんか OK だった、みたいな話なんですけど、その後にやっぱりこういった差別的な問題が起こってしまっている。

で、4点目。この国民投票の際、スイス国民にはムスリムへの明確な差別意識はなかったんですが、無関心であったことを利用されています。

2010年 スイスインフォ

「ムスリムのスイス社会融和促進協会『ラントウル・コネサンス』のハフィッド・ウアルディリ氏は『確かにスイスで差別はあまり感じられない。ただスイス人は一般に好奇心があまり強くない、ムスリムがどういった人たちかを知らない。こうした状況を一部の右派の政治家が利用し、外国でのテロ事件などで恐怖心を煽り、ムスリムに対し境界線を引こうとした。結局、政治が宗教を利用している』と話す。」 終わり。

なので、まあこういった形で例えば日本人も今なんかその、潜在的に差別意識があるっていうふうに言っていて、だから日本では固有に起こりやすい。で、これは解決性の3点目を見てほしくて、肯定側の、で、なんかそれで、なんかその価値観に一致した vote をするんだ、って言ってるんですけど、これが、要するに根本的に持っている価値観だから、この solvency<sup>3</sup> ではデメリットを切れないってことを確認してください。だから、こういったものをおくと、我々が INC で撃った大矢さんのエビデンスのように、人民が短期的に結構間違えちゃうから、こういった意思決定をさせてはいけないんだってことです。

で、次。メリットサイド行ってください。

Case サイドで安全保障の話があったんですけども、えっと、法あ、えっと現状の、えっと 2016 年えっと 3 月の産経ビズによると、えっと安全保障関連法を必要と考える人が 57.4% に上っていて、必要だと思わない、35 パー、35.1% を大きく上回っています。つまり、えっとまあ要するに半年くらいしか、反対論は多くなかったんで、民意を反映すると言っても、この話は採れないと思います。

## 2NC に対する質疑

質疑：はい、よろしくお願いいたします。

応答：はい。

質疑：えっと、デメリットについて追加された議論から見ていきましょう。

応答：はい。

質疑：まず一番最初、固有性のところで言われてたのは、国際的な批判を恐れて、いくつか、まあ改善した法律がある。

応答：はい。実際に起こっているっていう話ですね。

質疑：これって、例えば、日本で、まあその割合としてどんなものですか。

応答：えっと一、まあ日本全体が、

質疑：じゃあ例えば、10年で何本くらいあるんですか。

えっとちょっとわかんないんですけど、日本が全体的に積極的か消極的かはともかくどうかしても、まあ

質疑：なるほどわかりました。大丈夫です。次、えっと、統計で幾つか追加されてたので、どういう記事なのか、確認していきます。

応答：はい。

質疑：1枚目のエビデンスは、これは、ゲイに関する法律が、通りやすいか通りにくいかな。

応答：ゲイやレズビアンの方の・・・

質疑：ゲイやレズビアン、いわゆる LGBT っていう人たちに対しての法がどう変化したか追ったエビデンス。

応答：はい。

質疑：それを、州ごとに比較した。

応答：はい。

質疑：わかりました。で、次のエビデンスなんですけれども、これは理由づけのエビデンスですよ。

応答：はい。

質疑：で一個飛ばして、次のダニエルさんのエビデンスっていうのは、これは具体的には同性婚と、英語の公用語化と、アファーマティブアクションの3つの領域で、法律が通りやすいかどうかをチェックした。大丈夫ですか。

応答：はい。

質疑：そういう実証でいいですね。はい、大丈夫です。次行きましょう。で、次。日本で、イスラム教徒の方がいじめられているんだという話がありました。

応答：はい。

質疑：では、あなた方のいう、国際的な圧力などで、イスラム教徒向けに導入された法律って、どんなものがあるんですか。

応答：どういうことですか。

質疑：つまり、今ムスリムに対して差別的なのはわかりました。じゃあそのムスリムって今、法律によって守られているんですか、っていうことを聞きたいです。



応答：ここでは、ムスリムっていう風に問題を極小化するっていうのはやっぱり間違っていて、なんでかっていうと、確かにムスリムの事例をあげてるんですけど、我々がこの分析の中で言っているのが何かって言うと、日本人は日本文化以外の異文化に慣れていないから、ちょっとしたことで誤解や偏見を持ちやすい。今回はイスラム国の話ですけれども・・・

質疑：で、ちょっと止めていいですか。あなた方の固有性で言っている、なんか日本政府が頑張った話って、LGBTとか女子差別撤廃とかですよ。

えーっと、まあそういう例もあげています。

質疑：異文化を受け入れるエビデンスなんて、一枚も読んでないですよ。

応答：異文化っていうところは、そうです。あ、で、結局これは日本人が、異文化・・・

質疑：わかりました。あなた方が証明できたのは、日本人は異文化に対しては、まあ差別的なあるけど、そこについては法律はわからないっていうことですよ。今何をやっているかは。

応答：そこについての現状のものについてはそうですね、はい。

質疑：じゃあ次行きます。スイスのキャンペーンについての話はまあわかったんですけど、ミナレットの話は、デマ、みたいなものが流れて、ミナレットっていうものだとどうもいかなかったっていうことですね。

まあ無関心だった。で、流されちゃったねっていう話です。

質疑：わかりました。じゃあちょっと聞きたいんですけど、日本でこういう問題ってどんなものがあるんですかね。

応答：どういうことですか。

質疑：今何か守りそうなものって・・・

応答：これは別に今、具体的に・・・

質疑：あの質問に答えて欲しくて、日本で、どういう問題がどういう人たちに向けて・・・  
そういう意味でいうと、今具体的にこれだということを想像すること自体があまり適切ではない。  
要は、これって、具体的にどういうものが本当にその対象となるかわからないじゃないですか。  
だってイスラム国なんて・・・

質疑：じゃあそんな、わけのわからない、誰かもわからないものを、国際的な批判とかを浴びて、  
今国会とか守ってるんですか。

## 1NR

デメリットの固有性を見てください。

彼らは夫婦別姓について反論をしていましたが、

1点目として、これは一例でしかありません。

2点目。2NCのドノバンさんの資料で、プラン導入後は国民は差別的になるという話をしています。つまり、52%現状賛成しているかもしれないですけども、これが国民投票が導入されたらどうなるのか肯定側は証明できていないように思います。

更に国民投票…世論調査では、面と向かって聞かれるから差別的なことは答えないかもしれないけれども、少なくとも国民投票は秘密投票ですから、こういった事態においても、これが当てはまるのか、彼らはきちんと証明する必要があると思います。

で、次。糖尿病の例がありました、

1点目。これがマイノリティーの侵、侵害の文脈で読まれているのかそこに一切証明がありませんでした。糖尿病だからマイノリティーなのか、わかりません。

2点目。この例はプランを導入することで発議して、解決するのかその証明がありません。ターンアラウンドとしては、不十分です。で、実際彼らは生活保護の人たちは圧力団体がいないから分からないという話をしているのであって、これがプラン導入後発議できるのか分からない。

3点目。そう考えると、確かにこれは一例ですし、更にこれは国民投票で、更に差別的になる、ようは議会も差別的になるし、国民も差別的になる。差別する主体がより増えるわけですから、差別立法はより通りやすくなる。

で更に、我々のデメリットの発生過程と固有性、完全にロジックは残っていて、ここ見て欲しいんですけども、より国民の方が差別しやすい環境があるんだ。これ自体は認められているわけですから、プランを導入するとより差別的な環境になる。このこと自体は認められているように思います。

で次。

彼らは発生過程、我々の発生過程に対して、ゾルタンハイナルさんの研究を用いて、反論していたところに反論していきます。

1点目。彼らのハイナルさんの研究を用いても、マイノリティーの権利侵害に直接関わっている分野については直接的な侵害立法は起きやすいとされています。

カリフォルニア大学 ハイナル 2002年 より和訳

同時に重要なことは、少数の明らかに人種・民族的なマイノリティーを標的としたイニシアチブにおいては、結果に明確なバイアスがあったことである。これらのイニシアチブにおいては、一つの人種・民族的グループ、ラティーノは継続的に敗北していた。

この研究対象には、1NCのカードで述べたようなマイノリティの生活を深刻に傷つける法案があります。彼らの挙げている研究でもリスクは全く否定できていないということです。

2点目。彼らは…我々の重要性を見て欲しいんですけども…深刻性、国家はマイノリティーを保護すべきなんだ、この立場自体は認められているわけですから、仮に勝つ可能性があったとしても、保護されない危険があるのであれば、やはり認めるべきではないということを否定することはできていないと思います。

では次、肯定側の解決性。メリットの方みてください。

肯定側、まず稼働堰の議論から整理していきます。彼らはですね、彼らは肯定側の内因性4点目で、安保ってというのは結局国民は忘れやすいし、関心がないんだということを認めているわけですよ。そう考えたときに、我々が稼働堰の話にあてたダグラスラミスのカードを見て欲しくて、結局抽象的になってしまったりとか、生活に関係ないことは無責任になってしまうんだ、このカードが残ってきているわけですよ。そう考えたときに、このカードが今回の例にあてはまるのか、全く肯定側は全然証明ができていないということです。これは肯定側の方に証明責任があります。

で次、スイスの実例。

スイスについては、なんでスイスが上手くいっているかということ、国民投票だけじゃなくて、住民投票もセットで大量に行われているから上手くいっているんです。だから上手くいっているのであって、今回スイスの実例はあてはまらないんだ。

で、更に仮にそうじゃなかった…彼ら自身も日本で住民投票が起こりにくいということを2ACで認めちゃっているわけですよ。そう考えると、今回日本の国民投票で成長するとか、全然証明足りていないと思います。

で仮に彼らの意見を全て反映させたとしても、3点目のカードを見てください。1/6も間違っている人がいるであるとか、半分以上間違っている人がいる、このカードがドロップされていますよね。そう考えたときに、彼らの議論の前提というのは国民がちゃんと自分の民意を形成して議論することが大切なんだ。ちゃんと国民は議論をする際に理解を示さないままやっているわけですよ。議論は全然できていないわけですよ。そう考えると、彼らの重要性の問題は全然解決されていないと思います。

で次、カリフォルニアの実例。

カリフォルニアの実例、確かにこれがいい結果なのかどうか全然わからないわけですよ。感情に基づいてやったら、我々デメリットが起きるとい話を、我々はしているわけですよ。そう考えたときに、更に議論に基づいた投票ができるのかどうか。ようは、議論ができるのかどうか。これワシントンであれば、全然ですね、議論…投票案件について全然理解できていないということをしちんと述べているわけですよ。そうすると、議論…わからないのに、どうやって議論をする

んですかって話であって、この部分は完全にドロップされていると思います。全然上手くいっていないです。更に逆の投票をしてしまっていることも認められていると思います。

そう考えると、今回の試合においては国民は間違っただけでちゃんと議論を理解できないまま国民投票に臨んでしまう可能性がある。そう考えたときに、我々…私の 1NC で述べた重要性のカードを見てください。重要性、こうやって国民が間違っただけで判断をするのであれば、民意から離すべきなんだという話がドロップされているわけです。そう考えたときに、間違える危険性があるのであれば、今回は否定側の方に投票すべき【スピーチ時間終了】。

## 1AR

デメリットのフローシート見てください。彼ら 2NC の固有性で追加…追加してきました。で、何かって言うと、国際条約に政治家が従っているんだっていう話でした。しかしながら内因性の議論…Case を見てください。そもそも議員ってのは、国民の方全然見ずに勝手に政策通してしまっている訳ですよ。ですからやっぱりこういうマイノリティの方をわざわざその向こうとしようというインセンティブが無い。

で、2点目として、実際日本は国連の勧告に全然従っていません。

ジャーナリスト、西中、2014

「日本政府は1960年代末から国連の人権条約を批准するようになった。『人種差別撤廃条約』『自由権規約』『社会権規約』『難民条約』『女性差別撤廃条約』『拷問等禁止条約』『子どもの権利条約』『障害者権利条約』などである。それぞれの条約委員会は加入各国の人権状況を検証するため、政府報告書の提出と定期審査を義務づけており、日本政府に対しても多くの勧告が出されてきたが、政府は状況改善に消極的だ。」終わり。

だから勧告に従って守っているなんてことは全然実際には言えない訳です。

次、発生過程に行きます。

発生過程のところで言っているのは、彼らはなんかいろんな資料、まずドナルドの資料出していましたね。で、これはそのゲイについての調査だったと思います。で、私たち言っているように、結局その、イタリアの事例を伸ばしてほしいんですけども、イタリアの事例みたいにですね、プラン後ってのはその夫婦別姓だとか、イタリアの中絶の事例みたいな、議会で無視されていた問題で、マイノリティが権利を拡大してくる部分がある訳ですよ。で、現状議会制でも声の小さい少数者ってのは固有性で言う通り無視されている訳ですね。で、こういう風にドナルドの分析もそうですし、その2つ次のダニエルの、あの3分野についての分析もそうなんですけども、結局のところ、マイノリティが侵害される法律が通りやすくなっているということを言っているだけで、逆の事例については何も言ってないですね。要は、マイノリティが保護されるようになるようなものもあると、あるわけ。で、これについて事実関係何も否定していないんだから、じゃあ結局どっちが上回るのかっていうこと、彼ら言ってないわけじゃないですか。であればですね、マイノリティ、否定側寄りに固有に採る理由ってのが全くないと思います。

で、次です。日本では差別的ななんかその意識ってのが高まっているっていう話がありましたけども、じゃあこれ質疑で確認しましたね、今ならじゃあ政府はちゃんと保護してるのか、全くしてないですよ。実際には国連も全然、国連の勧告も無視してるわけです。

で、2点目として、日本人が差別的だといっても、じゃあ権利をわざわざ規制したがるってほど、差別的意識を持ってるのかということ言ってないから、発生過程として成立し、していないということが言えると思います。

その次、えーと、スイスの話。ミナレットの事例があつて…まああつたと思いますけども、しか

しこれはごく一部の一例だけです。殆どの場合は、スイス国民は移民に対して寛容な政策を選択しています。

コベントリー大学教授 マット 2016年

「国民投票ではデマゴグが幅を利かせ、愚かな大衆が限られた情報やでっち上げの情報を基に不合理な判断をすると批判されてきた。だが、こうした見方にほとんど根拠はない。多くの場合、ポピュリズム政党が国民投票を呼び掛けるのは事実だが、有権者がポピュリズムの政策を支持することはめったにない。スイスでは10回行われた国民投票のうち9回で、有権者はより寛大な移民政策を選択した。」 終わり。

なので、こういうたまーにエラーがあるかもしれないけど、ほとんどにおいては問題ないし、むしろ、スイスの例、えー2ACで撃った、パートナーが撃った議論見てください。スイスではですね、少数派の権利ってのが拡大されるようなことも逆に起きている訳ですよ。であればやっぱりどう見たって、一方的にマイノリティだけがひどい目にあっているということは言えていないし、カリフォルニアで、マイノリティ自身も国民投票を望んでいる、ということがありますから、全く問題ない、ということが言える訳ですね。

いいですか、じゃあ次肯定側行きますよ。

肯定側の解決性から行きます。解決性について、彼ら国民が学習できないんじゃないのっていうこと散々言っていましたけども、これ伸ばしてほしい資料があるんですね。まず2ACで言っていた資料、梅本の資料です。パートナーが言いました。要は、スイスだとですね、自分で決めるんだっていう意識を持ったことによって、まああのー、なんていうんですかその、一方的ではない妥当な決定ができるようになったっていう話。だからやっぱりこういう風に学習効果ってあるわけですよ。

で、次、解決性2点目の私が、私が最後に立論で追加した資料見てください。何言ってるかっていうと、確かに学習において、完璧ではなかったけれども、概ね自分の価値観・哲学に則った投票ができるって言っている訳ですよ。だから彼らの言うとおりに、学習するっていう上で多少弊害があったとしても、最終的に国民がやりたいことを実現する上では何ら支障が無い訳です。で、彼らもしかしたらカリフォルニアの、1NCの資料伸ばしてくるかもしれない。で、これにおいては確かに、一部の誤った投票をした人がいることは認めます。認めますけれども、これってあくまで家賃、家賃でしたっけ、家賃かなんかの一例だけであって、全体的に見ればやっぱり私が解決性で撃ったルピアの資料が伸びてくると思います。だから、おおまかに見れば国民投票って、何の、国民の意思を反映する上で不都合が無い、ということが言えると思います。

じゃあ次、内因性行きます。

内因性のところについては、えーと彼らですね、2NCで反論してきました。要はその安保に反対してるのって一時的だけだったじゃないかって話がありましたけども、しかし、だからと言って、

事後、事後決定をしてじゃあほら、やっぱみんな必要だったんじゃない、っていうふうに勝手に決めてしまっているのがよくない訳です。要は、どこかで誰かが知らない人、人ってのが勝手に法律作ってしまっている状態っていうのが、まさにその、重要性で言ってるような、みんなで考えようっていうことに則っていないという訳です。だから、しかもこういう風にですね、やっぱその世論って割れてる訳ですよ。時期によったりして。で、こういうディベートで難しい問題こそまさに国民投票にかけるべきなんじゃないか、というのがやっぱりその言えると思います。

…はい。で、最後に、論点が抽象的になってしまう部分があるんじゃないか、っていう話が 1NR からありましたけども、まあでも結局のところ国民が、学習の上で多少なんか怪しいことがあったとしても、専門家の力を借りたりだとかすると、概ね自分の哲学に従って投票できているという傾向は残っていますから、メリット何も削られていない。終わり。ます。

## 2NR

デメリットから見ていきます。デメリットまとめていきます。まず最初固有性です。固有性については色々と反駁があったんですけども、まあ西中さんの反駁もあってなんか消極的だったところがあったんですが、少なくとも何かその国際的な圧力があるとか、もしくは、記名しなくてはいけないみたいなプレッシャーみたいなところが少なくとも議員には固有にある、そこについては否定されていない。で、夫婦別姓みたいな話があるんですけども、これについては否定側第一反駁でいったように、そもそもこれ国民投票にあてはまるのかわからないし、一例ですって話もしていますし、生活保護についてはそもそも 1NR の反駁に対して再反駁がなかったのでここについては肯定側が認めたっていう風にみえています。

じゃあこれを元に発生過程を見ていくんですけども、まあいくつかあると思います。まず最初、件数で見っていきます。まず件数について。我々は、ここについては勝っていると思います。つまり、肯定側はなんかイタリアの例とか諸々だしていったんですけども、色々、国民投票もある、住民投票も含める、で、さらにその議会の影響も考える、そうした時にどういうことが起きるかっていうのかを分析したのは我々だけなんです。要するにこれっていうのは、2NC で読んだダニエルさんのエビデンス見て欲しくて、要はマイノリティに対する侵害する法律が2倍これ通りやすくなっていると。で、少なくともこれ、色々分析、シングルイシューだと言ってんですけど、少なくともシングルイシューにおいても、我々は少なくともこれ締めしている。全体を通してじゃあこれ良かったみたいな話って全く肯定側ってできていないじゃないですか。少なくとも、住民投票だけだったらどうかかわからないですけど、住民投票を踏まえた議会の動きも含めると、明らかにマイノリティの方が侵害されやすいよね、ここについての肯定側っていうのは、全く反駁ができていない。だから少なくとも、マイノリティを守るような法律が通りやすくなるとかっていっているんですけど、その部分の具体的な数字っていうのはわからないので、少なくとも2倍5倍、やはり、マイノリティが、権利が侵害されてしまう。この部分少なくとも数値比較では、よりマイノリティの侵害が起りやすいリスクっていうのは非常に高い。ここは取れると思います。残ってます。だからデメリットは絶対に発生する。

で、さらに日本人のところ。ここについて全くドロップされています。要は、日本人っていうのはメディアに流されやすく、欧米とかよりも、要するに異文化に対する許容性が低いから、さらにそうした問題っていうのは起りやすいんだって話。ここについては完全にドロップされていて、まあ確かにこれムスリムの例なんですけど、で、例えばこれがたくさん住民投票をやって、我々が全然参考にならないですって言うスイスであっても、こうしたことで流されちゃっているっていう話があるんですよ。で、10回中9回はなんか寛大だったって言うんですけど、スイスでもエラーは起きるし、さらに、そういったような、スイスみたいにたくさん住民投票をやらない日本では、なおこうしたことは起りやすい、っていう部分のリスクについて、否定側の議論を全然反証できていない。だから少なくとも、やはりリスクとしても残るし、件数としてもやっぱり実証分析の立証がたくさん残るといって風になっているし、日本の固有性みたいなところをみてもやはり起りやすい。だから、マイノリティの権利侵害しちゃいけないし、我々が 1NC で撃った大屋さんみたいに、だから人民の意志は短期的に間違えちゃうし、差別問題は



解消できないから、例えばソルベンシーの3点目みたいな議論をとったとしても、こうした、本源的な価値観をそのままストレートに投票させちゃうような案件を国民投票にかけちゃいけない。だから少なくともこの時点で、否定側に投票できる理由がある。で、これについては、多分大丈夫です。

じゃあ次、肯定側のケースいきましょう。まずケースについて安保の話があったんですけども、これについてはまあその勝手に法律を作っている面では問題があるんですけども、少なくともこういった短期的なところでフラフラしちゃったところで、そこに意思決定させていいのかみたいなのところの我々の挑戦っていうのは残っていると思います。ここは大屋さんを参照してください。

で、次、ソルベンシー見ていきます。ここが、非常に重要だと思っています。まず最初、この試合の中で共通になっているのは、スイスの事例っていうのは実はそんなに使えないんですよって話、ここいいですよ。だってそもそも住民投票の回数がたくさんあって、それっていうのが、なんかその年に4回あって、さらに普通の選挙もあるっていうところで、ここについての反証って全然できてないんですよ。で、だからなんかその、肯定側第一反駁で、スイスが付加価値税8%のとことか伸ばしてるんですけど、そもそもこういうのも、スイスの特殊な事例ですよっていう風に我々はそもそも第一立論の段階から反駁しているわけじゃないですか。だからこの部分も取れない。で、えっとさらに、見ていくと、日本に当てはまらないし、なんかその結局、議論を形成できないよね、理解している人半分だよっていう風に言ってますと。で、あとはその、巻町の例ですね、ここの部分残っていて、要はその、判断が抽象的になっちゃうから、例えば安保みたいな問題でも、関心がやっぱりなくて忘れやすいよね、ってここの部分もあるので、まあこうした、肯定側が掲げるような問題がプラン後本当にきちんと判断できるのか、要するに無責任な投票にならないのかみたいなのところの論証に失敗している。で、さらに最後多分、その、解決性2点目の最後に追加した、ルピアさんのエビデンスを伸ばしてくると思うんですけど、やっぱりここについても、このエビデンス、我々の反駁しているエビデンスって、例えばアリゾナ・コロラド・オレゴン・ワシントンみたいな、そういった有権者、いろんなところの有権者がやっぱりなんか全然うまく投票できていないって風にやっぱり感じている。だから、その、こういったカリフォルニアの例だけをとって、【スピーチ時間終了】、住民がきちんと判断できるっていう風にはやっぱり判断できないと思います。終わります。

## 2AR

はじめます。まず、内因性から見ていきましょう。彼らはとても大事なことをドロップしています。それは、現状の法律がまともに決まっているなんて、彼らは一片も証明できて、ない。いいですか。内因性、見てください。安保法案で何が起こったか。自分に反対する人は俺に反対するのかって脅迫するような与党議論の中で、憲法違反かもしれない、日本を危険にさらすかもしれないような法律が、議論もなく通ってしまった。つまり現状の立法過程は全然まともじゃないんです。いいですか、これが改善するっていうこと、ここがまずメリットなんです、大事ですよ。で、それがなんで大事なかっていうと、まさに、国民に対して論点を提示して、議論をして、やらなきゃいけない。ここが我々の、メリット。

で、解決性。解決性についても彼らは非常に重要な問題をドロップしています。それは、今よりも悪くなるなんて一言も言えてない。今より良くなるケース、一個でもあればメリットです。そこで伸ばしてほしいのが、解決性の4番。直接投票するんじゃない、まさに国民に説明しないといけないというプレッシャーが存在する。だからこそ、今のように無茶に通すことができなくなる。この部分ですでに、メリットが発生している。だから、絶対にメリットは残る。今からは切れない。

で、じゃあ直接投票になるものも分析していきましょう。結局彼らが言ったことはどういうことか。スイスでは、たくさんやってるから学習効果が大きかった、それはわかる。で、だし、それそれからなんかまあ、ちょっと無責任になることがあるかもしれない、それもわかる。でもですね、まさに、安保法案のような、リスクを無視したものに対して、徳島県のエビデンスを見てください。結局、レアケースかもしれないけれども、彼らの間違いをただすことができ、専門家が気づかなかった間違いをただせる。この段階でやはり投票にかけるメリットがある。そしてそういうリスクがあるからこそ解決性の4、まさに無茶な適当な議論ができなくなる。だからこの段階でメリットが発生する。

で、彼らはアメリカのところでちょっとなんかマイナスになるかもって言ってたんですけど、結局ね、まあアメリカも、ざーっと全体見ると、私たちが立論で述べた通り、まあだいたい自分の思った通りのことが実現できているわけですから、ここも、国民にとってむしろ被害が起こるなんてことは、一言も証明できてない。だから解決性の4かあるいは直接投票の結果をとって、まずメリットは残ると判断すべき。じゃあデメリットがなければ、肯定側に入れられますよね。

じゃあ、デメリット。デメリット、直接的な効果と間接的な効果、分けて語っていきましょう。まずね、あの一、えーっと、まず国民投票の直接的な効果を見てみましょう。ここは我々絶対勝ってますよね。それは肯定側の第二反論、あ、肯定側の第二立論伸ばしてください。結局、直接的な選挙の結果を見たら、どうなってるんですか、マイノリティ負けてないんですよ。むしろ彼らの関心が高い法律は通ってるんですよ。さらにスイスのエビデンスを伸ばしてくださいよ。結局、スイスでも、アメリカでも、カリフォルニアですけれども、起こったことが何かって言っ

たら、少なくとも、直接投票の結果は、マイノリティは勝つし今よりは悪くならない。いいですか、ここの部分はファクトとして残っている。

で、じゃあその間接効果のところなんですけれども、彼らなんか間接効果でなんかまあそのなんですか、差別的なものが広がるんだって言うてたんですけども、それは我々の議論をドロップしていると思っていて、私たちが2ACで読んだイタリアのエビデンス見てください。結局、まさに直接の投票で負けたとしても、それによって、「あ、少数派にこういう問題があるんだな」って住民が知って、それを発議して、議会の法律が変わる、こういう部分もあるんですよ。で、そうなった時に、彼らの撃ったたぐさんの実証分析とどう比べるかっていう話をしたいんですけども、彼らの実証分析、結局、ゲイとか、同性婚とか、そういう一つ一つのイシューについて負けやすくなるイシューがあるのはわかりました。そこは認めます。でも、我々が言っていることってそうじゃなくて、例えば夫婦別姓みたいな、今国会議員が意図的に無視している問題について、プラン後の方がむしろまくいくんじゃないですかっていう、ターンアラウンドを提示している。ここをドロップしているわけですから、間接効果の問題も、メリット、あつ、デメリットが起こるかもしれないとかじゃなくて、メリットになるかデメリットになるかわからないんだから、否定側の投票理由になっていない。いいですか、そうすると、直接的な効果については私たち肯定側が勝っていて、間接的な効果についても私たち勝っているんだから、この段階で否定側に投票できる理由なんて一つもない、いいですか。

最後に、現状の国民が、あの一、守れているのか、ここを議論していきましょう。結局、固有性のところ見てくださいよ。結局ね、内因性で言った通りなんです。少数の票なんて失っても議員は構わないんですよ。構わないから何をするか。結局、まさに夫婦別姓とか、まあ「やらなくても俺の票には関係ないから」っていうので、国民が望んでいるのに無視しているとか、国会にやられて言われているのに無視している。こういったものがある中で、じゃあどれだけ議会制が今守れているんですか、ここの部分の証明がないですよ。そうすると、直接的効果も間接的效果も肯定側が勝っていて、今の議員内閣制の制度ですら肯定できてないんだから、この段階でデメリットに投票する理由一つもない。そしてメリットがあるんだから、これはもうあの、デメリットなくて、メリットあるんで、肯定側に投票できると思います。以上です。ありがとうございました。